

裁 決 書

審査請求人

処 分 庁

審査請求人が平成29年3月22日付けで提起した処分庁の生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第62条第3項の規定による保護廃止決定処分についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）につき、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

事 案 の 概 要

- 1 処分庁は、平成9年8月27日付けで審査請求人の世帯に対する法による保護（以下「保護」という。）を開始した。
- 2 処分庁は、平成27年10月16日、審査請求人が、転居により、審査請求人の兄（以下「兄」という。）と同居することになった旨を確認したため、審査請求人に対し、保護変更申請書を提出するよう指示した。
- 3 処分庁は、審査請求人から、平成27年11月6日付けで、兄と同居することを理由とする保護変更申請（以下「本件保護変更申請」という。）があったことを受け、その後、平成28年1月15日に転居が完了したとの報告を受けたことから、審査請求人に対し、法第61条に基づく収入等の申告と、法第29条に基づく調査を行うために必要な同意書の提出を求めたが、審査請求人はこれを拒否した。以降、処分庁は、審査請求

人に対する口頭による指導指示を継続して行ったが、審査請求人は、拒否し続けた。

4 処分庁は、平成28年12月8日付けで、法第27条第1項に基づき、審査請求人に対し、同月13日までに、兄の収入・資産に関する申告を行うよう指示する文書（以下「本件指導指示書」という。）を簡易書留により郵送した。

5 処分庁は、本件指導指示書の履行期限までに審査請求人から何らの書類の提出がなかったことから、同月15日付けで、法第62条第4項に基づき、弁明期日を同月26日とする弁明通知書を審査請求人に簡易書留により郵送した。

処分庁は、平成28年12月26日、審査請求人から体調不良を理由に弁明の会を欠席する旨の文書が届いたため、弁明の会を延期することとし、平成29年1月6日付けで、弁明期日を平成29年1月12日とする弁明通知書を審査請求人に簡易書留により郵送した。

6 処分庁は、平成29年1月12日、弁明の会を開催し、審査請求人の弁明を聴取したが、本件指導指示書による指導指示（以下「本件指導指示」という。）に従わなかったことについて正当な理由があるとは認められなかったため、法第62条第3項に基づき、本件指導指示に従わなかったことを理由に、同日付けで審査請求人に対する保護を廃止する処分（以下「本件処分」という。）を決定し、翌13日に保護廃止決定通知書を審査請求人に交付した。

7 審査請求人は、平成29年3月22日、青森県知事に対し、本件処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

#### 審理関係人の主張の要旨

##### 1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、「本件処分を取り消す。」との裁決を求めるというものであり、その理由とするところは、次のとおりである。

(1) 世帯変更の場合、保護の要否判定のため法第29条に基づき関係機関への調査が行われるが、その際、世帯構成員の同意書が必要とされる。本件では、兄に対する調査のため、兄の同意書が必要とされるが、処分庁は、兄が重度知的障害を抱えているためか、審査請求人に対し、同意書への署名を求めている。

(2) 収入・資産に関する調査は、個人のプライバシーに関わることから、調査に

対する同意は兄の意思に基づくべきである。しかし、兄は重度知的障害を抱えており、自ら意思表示することが困難であるため、成年後見人が行う必要がある。審査請求人は、兄の成年後見人ではないため、同意書への代理署名は不可能である。実際、審査請求人は、同意書への署名を拒否している。

- (3) 代理が不可能な同意書への署名を拒否したことをもって、処分庁は、審査請求人に対し、法第62条違反であるとして本件処分を行っているが、審査請求人が兄の同意書への代理署名を求めることは実行不可能な指示であるため、法第62条違反は成立しない。
- (4) 審査請求人は、保護を受けていた叔母が死亡した平成24年1月31日から本件処分に至るまでの間、兄と約5年間同居しており、処分庁ではこの事実を把握していたため、法第10条（世帯単位の原則）の例外を結果的に認めていたことになる。今まで兄と同居しているのに、なぜ今になって同意書に兄の代理署名を審査請求人に求めるのか処分庁に説明を求めたが回答がない。審査請求人の世帯には小さな収入の増減があったとしても大きな収入の増減はない。法第61条の届出義務違反があったとしても、今さら説明もなく、小さな収入の増減の届出違反で廃止処分を行うのは適正手続を欠いた行政処分の濫用である。
- (5) 弁明の会は、処分庁の職員11人が出席し、一方的な進行により、保護の廃止が決定された。多数の職員を出して言葉の威圧と動揺を与えられて、考える余裕さえない無理のある状態の中で弁明を求められた。処分庁は、十分な時間が与えられたというが、時間の長短ではない。

## 2 処分庁の主張

処分庁の主張は、本件処分には違法又は不当な点はないというものであり、その理由は次のとおりである。

- (1) 審査請求人は、「兄は生活保護にはしない」として世帯分離を要求しているが、法第10条に、世帯単位の原則が明記されており、生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）の第1に、「同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、同一世帯員として認定する」とされていることから、同一世帯員の一方のみを保護し、一方を保護しないということは、原則としてできないものと考えられるところ、処分庁におい

て、法第10条の例外として審査請求人のみに保護を適用させることが可能かどうか検討を試みようにも、居住等の実情も確認できず、生計が同一か否かの状況も不明であるため、その可否を判断できないものである。

(2) 法第8条第1項に「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行う」とあり、生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別等に応じたものとなっており、保護の程度は、その世帯の収入等が保護の基準に比べてどのくらい不足しているかどうかにより決定されるところ、仮に審査請求人と兄がともに障害年金等の収入があり、収入等が保護基準を上回る場合には、生活保護に該当しないことも想定されるものである。

(3) 法第61条に収入・支出その他生計状況に変動があったとき又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに届け出なければならない旨が明記されており、生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第8の間（第8の55）の答に、収入の申告については、被保護者からの自主的な申告を励行させること、保護の決定実施に必要な場合は、その都度申告を行わせることとの記述がある。今回のように審査請求人が兄とともに生活することになったという場合は、生計に変動があったことは明らかであるため、本来、自主的に世帯の収入を申告すべきであるが、審査請求人からは、兄の分を含めた収入申告書・資産申告書が提出されなかった。

(4) 保護の程度を決定するためには、法第29条に基づき処分庁から官公署、日本年金機構、銀行等関係機関へ資料の提供・報告等を求めることが不可欠であるが、請求人世帯全員の氏名が記載された同意書がなければ関係機関から資料の提供・報告等を受けることができないものである。そのため処分庁は、同条に基づき、被保護者（世帯主）である審査請求人に対し、その世帯の資産及び収入の状況を把握するため、同居する兄の収入・資産に関する調査についての同意書の提出を求めたものである。兄の代理人としての署名を求めたわけではない。

- (5) 法第62条第4項に基づく弁明の機会に係る会議では、審査請求人に対し弁明の機会を与えたが、弁明中にも席を立ち回ったり、携帯電話を使用したりし、さらに本弁明と関係のない主張を繰り返したため、弁明を打ち切ったものであるが、会議の開催時刻は午前11時から11時34分までであり、十分な時間を与えたといえるものである。
- (6) 審査請求人は兄の成年後見人ではないため同意書への署名を拒否したと主張しているが、審査請求人は過去に兄名義の車を運転しており、このとき使用されていた車両の購入や維持管理の手続は請求人が行っていた可能性が高い。さらに、兄の障害年金、特別障害者手当等の手続、通帳管理等は、兄に代わって審査請求人が行っているものと推察される。
- (7) 審査請求人は、叔母が死亡した平成24年1月31日から保護廃止処分を受けるまでの間、兄と同居していて、このことは処分庁で把握していたと主張していることについては、処分庁に以前から審査請求人が兄と同居しているとの情報が寄せられていたほか、地区担当員が審査請求人宅へ訪問調査した際に、建物の奥から人のうめき声をするなど疑わしい点が報告されていたため、処分庁では、同居の状況について過去何度も事実確認を試みているが、①過去に地区担当員が訪問調査した際に、大半は審査請求人から応答がない状態又は不在の状態であったこと、②兄との同居の事実に関する処分庁の調査に話をはぐらかしたり、調査に関係のない主張を繰り返したりするほか、同居の事実について追及すると突然態度を急変させ激怒するなど、審査請求人が調査に対して非協力的な行為を繰り返してきたことから調査に進展が見られず、確認できない状態にあった。
- しかし、平成27年5月に、県から当時審査請求人が、居住していた県営住宅の明渡請求を受けたことに伴い転居先を探し、同年9月11日に市営住宅の抽選に当選したとの報告を受け、市営住宅については単身では居住できないことから、同月25日に審査請求人に問いただした結果、兄と同居するとの申し出があり、はじめて確認できたものである。

## 理 由

### 1 本件指導指示について

(1) 法第27条第1項の規定による指導又は指示について

ア 審査請求人から、兄と同居するとの申告があり、併せて保護変更申請書が提出されたことを受け、処分庁は、収入等に関する申告及び同意書の提出を行うよう、口頭により指導指示を行ったが、再三の指導指示にも関わらず、審査請求人がこれに従わなかったことから、処分庁では、法第27条第1項に基づき、本件指導指示を行ったことが認められる。

イ 大阪高等裁判所は、「法27条1項に基づく指導又は指示は、被保護者の生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要なものとして行われるものであって、被保護者の自由を尊重し必要の最小限度に止めなければならないとされていること（同条2項）に照らすと、その内容は、被保護者にとって実現可能なものでなければならず、指導又は指示の内容が客観的に実現不可能又は著しく実現困難である場合は、その指導又は指示は違法、無効なものとなる。」とした上で、「法第62条第3項は、そのような違法、無効な指導又は指示に従わなかったことを理由に保護の廃止等の不利益処分をすることまで許容していると解することはできないから、法第27条第1項の規定による指導又は指示の内容が客観的に実現不可能又は著しく実現困難である場合、その指導又は指示に従わなかったことを理由にされた保護の廃止等の不利益処分は、違法となる。」と判示している（平成27年7月17日大阪高等裁判所判決）。

ウ そこで、上記判例の考え方を踏まえ、本件指導指示の内容が客観的に実現不可能又は著しく困難なものであったかどうか検討する。

(2) 本件指導指示の内容について

ア 本件指導指示書には、指導指示事項として、「兄の収入・資産に関する申告がされていないことから、生活保護法第61条（届出の義務）に基づき兄の収入・資産に関する申告を平成28年1月15日に遡って平成28年12月13日までに行ってください。」と記載されている。

イ 処分庁に対し、本件指導指示の内容について確認したところ、処分庁では、口頭による指導指示の段階から、審査請求人に対し、収入申告書、資産申告書、同意書及び扶養義務者届の様式を数回にわたって手交又は郵送し、その都度、これらの書類が世帯の認定及び保護の要否や程度を検討するために必要なものであることを説明した上で、その提出を求めていたとのことであり、本件指導指示の内容についても、収入申告書、資産申告書、同意書及び扶養義務者届の提出を求めたものであるとの回答があった。

ウ 生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第19条は、法第62条第3項に規定する保護の実施機関の権限について、同法第27条第1項の規定により保護の実施機関が書面によって行った指導又は指示に被保護者が従わなかった場合でなければ行使してはならない旨を定めている。

ここでいう書面によって行った指導又は指示の内容は、当該書面自体において指導又は指示の内容として記載されていなければならない。本件指導指示の内容についてみると、本件指導指示書には、「兄の収入・資産に関する申告」と記載されているのみであって、その記載自体から、同意書及び扶養義務者届が提出すべき書類に含まれていることが明白であるとはいえない。

なお、■■■■市生活保護法施行細則（平成■■■■年■■■月■■■日規則第■■■■号）第5条第2項本文には、「保護の変更の申請は、保護変更申請書に当該申請に係る保護の種類に応じ住宅補修計画書、生業計画書その他の書類で市長が保護の決定上必要と認めるものを添付して行わなければならない。」としか規定されておらず、本件保護変更申請に当たり、同意書又は扶養義務者届を添付することが当然に義務付けられているものとは認められない。

このことから、本件指導指示の内容は、兄を含む審査請求人の世帯全体に係る収入申告書及び資産申告書を提出すべきものと解するのが相当である。

### （3）本件指導指示の実現可能性

ア 上記（2）で検討したように、本件指導指示の内容は、審査請求人及び兄の二人世帯に係る収入申告書及び資産申告書の提出すべきものと解されるため、審査請求人に対し、収入申告書及び資産申告書の提出を求めることが、客観的に実現不可能又は著しく実現困難であるといえるかどうか検討する。

イ 法第4条第1項の規定による保護は、生活困窮者が利用し得る資産等を最低生活維持のために活用することを要件として行われ、同条第2項の規定により民法上の扶養義務者の扶養等は法による保護に優先するとされている。このため、処分庁が本件保護変更申請に対する保護の要否を決定するに当たっては、審査請求人と兄の二人世帯の収入及び資産の状況を把握する必要があると認められる。

ウ 収入申告書及び資産申告書の様式をみると、それぞれ「私の世帯の総収入は、下記のとおり相異ありません。」「現在の私の世帯の資産の保有状況は、下記のとおり相異ありません」と記載されており、いずれの書類も、世帯主が世帯構成員の収入及び資産を記載して、保護の実施機関に提出することが想定されるものである。

したがって、世帯主である審査請求人が、収入申告書及び資産申告書により、兄との二人世帯の収入申告書及び資産申告書を提出することは、実現可能であったと解される。

エ 以上から、本件指導指示の内容は、客観的に実現不可能又は著しく実現困難なものとは認められない。

## 2 保護を廃止したことの適法性・妥当性について

### (1) 保護の停止又は廃止の適用基準

ア 法第62条第3項は、保護の実施機関は、被保護者が指導又は指示に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる」と規定しているところ、保護に関する処分は被保護者の利益に重大な影響を及ぼすことから、保護の実施機関は、指示違反があれば裁量によりどのような処分もなし得るものと解すべきでなく、当該処分が著しく相当性を欠く場合には、違法となると解すべきである。

イ 法第62条の規定による保護の変更、停止又は廃止のいずれを適用するかの基準について、課長通知の第11の問1の答の2は、「1（当該指導指示の内容が比較的軽微な場合は、その実情に応じて適当と認められる限度で保護の変更を行なうこと）によることが適当でない場合は保護を停止することとし、当該被保護者が指導指示に従ったとき、又は事情の変更により指導指示を必要とした事由がなくなったときは、停止を解除すること。なお、保護を停止した後においても引き続き指導指示に従わないでいる場合には、さらに書面による指導指示を行なうこととし、これによってもなお従わない場合は、法第62条の規定により所定の手続を経たうえ、保護を廃止すること」とし、原則として、保護の停止を経て保護を廃止する取扱いとする旨規定している。

その上で、同答の3で、「2の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は保護を廃止すること」とし、「保護の停止を行なうことによっては当該指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるとき」には、「保護を廃止すること」と規定している。

ウ 保護の廃止処分は、保護の実施を終了させる最も重い処分であるから、「保護の停止を行なうことによっては、当該指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるとき」に該当するかどうかは、本件指導指示の内容の相当性・適切性、本件指導指示違反に至る経緯、本件指導指示違反の重大性・悪質性、保護の廃止がもたらす被保護世帯の生活の困窮の程度を総合考慮して慎重に判断すべきである。



(2) 本件指導指示の内容の相当性・適切性について

本件指導指示は、保護の実施に当たり必要なものであり、また、その内容も、上記1(3)で述べたように、審査請求人に対して客観的に実現不可能又は著しく困難なこと強いるものではないため、相当性・適切性があると認められる。

(3) 本件指導指示違反に至る経緯及び本件指導指示違反の重大性・悪質性について

ア 処分庁は、審査請求人から、兄と同居することを理由とする保護変更申請書の提出があったことを受け、審査請求人に対し、口頭による指導指示により、収入申告書、資産申告書、同意書及び扶養義務者届の提出を再三にわたって求めたが、審査請求人がこれを拒否し続けたため、本件指導指示を行ったことが認められる。

イ 収入申告書及び資産申告書の不提出に係る「正当な理由」の有無について

(ア) 「生活保護を適正に運営するための手引について」(平成18年3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)のⅡ(2)は、「指導指示に従わないことに対して正当な理由がない場合、又は正当な理由なく指定場所に来所しない場合は、保護の変更、停止又は廃止の処分決定を行う。」と定めている

(イ) 審査請求人は、処分庁が平成29年1月12日に行った弁明の会において、期日までに本件指導指示に従わなかった理由について、「収入に変動がないため、申告しませんでした。」、「容認されていると思ってやってきた。」、「私は兄ではないからです。」、「私が本人でないから書けません。」と述べていることから、これらの弁明に「正当な理由」があると認められるかどうか検討する。

(ロ) 審査請求人の「収入に変動がないため、申告しませんでした。」との弁明については、処分庁が提出した平成28年12月5日開催に係るケース診断会議記録票によれば、処分庁の担当者が、審査請求人に対し、転居後は審査請求人と兄の二世帯となり、兄の収入によっては生活保護費の変更があると説明した上で、兄の収入について尋ねたところ、障害年金1級と重度障害者手当を受給していると答えていることからすると、審査請求人は、兄との二世帯となった場合には、世帯収入に変動が生ずることを認識していたと考えられ、「正当な理由」があるとは認められない。

(ハ) 審査請求人の「容認されていると思ってやってきた。」との弁明は、処分庁が、本件保護変更申請以前から、審査請求人と兄との同居を黙認し、世帯分離を例外的に認めていたという趣旨であると解される。

しかし、処分庁に確認したところによれば、処分庁は、本件保護変更申請以

前から、審査請求人が兄と同居しているらしいとの情報に基づき、事実関係を確認しようと審査請求人に訪問調査を試みたが、審査請求人が関係ない主張を繰り返す、激怒する等の非協力的な態度をとったため、同居の事実を確認することができなかつたに過ぎないものであつて、処分庁が、世帯分離を例外的に認めていたものではないことは明らかである。

また、法第61条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」と規定し、被保護者の側からの自発的な届出を義務付けているのであるから、審査請求人の弁明には、「正当な理由」があるとは到底認められない。

(オ) 審査請求人の「私は兄ではないからです。」「私が本人でないから書けません。」との弁明についても、上記1(3)でも述べたとおり、収入申告書及び資産申告書いずれの書類も、世帯主が世帯の収入及び資産を記載して、保護の実施機関に提出することが想定されるものであるから、「正当な理由」があるとは認められない。

(カ) 以上から、審査請求人が収入申告書及び資産申告書を提出しなかつたことについて、「正当な理由」があるとは認められない。

#### ウ 同意書の提出指示について

(ア) 上記1(2)で述べたように、本件指導指示の内容は、兄を含む審査請求人及び兄の二人世帯に係る収入申告書及び資産申告書の提出であると解されるが、本件指導指示に至る経緯として、処分庁の口頭による指導指示には、同意書の提出が含まれていたこと、さらに、本件指導指示の際にも、処分庁は審査請求人に対し、同意書を含む書類一式を提出するよう説明しており、処分庁及び審査請求人の双方とも、本件指導指示の内容には、同意書の提出まで含むと認識していたことが認められる。

#### (イ) 同意書の提出方法について

a 処分庁が審査請求人に提出を求めた同意書の様式には、「私及び私の世帯員（以下「私等」という。）の以下に掲げる事項につき、貴福祉事務所が官公署、日本年金機構若しくは共済組合等（以下「官公署等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は、銀行、信託会社、私の雇主、その他の関係人（以下「銀行等」という。）に報告を求めることに同意します。」と記載されており、この記載からは、世帯主である審査請求人名義の同意書を提出することで足りると解される。

b 一方で、「金融機関本店等に対する一括照会の実施について」（平成24年9月14日付け社援保発0914第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）の記2(5)アでは、保護の実施機関が金融機関等の本店等に口座の有無等を照会する場合は、「本人の同意書（写）」の添付が求められていること及び同エにおいて「同意書（写）は、照会しようとする者が個々に調査に同意していることがわかるものとする。」と規定されている。

c そこで、処分庁に対し、審査請求人に指導指示した同意書の提出方法について確認したところ、処分庁では、次のいずれかの方法により提出するよう審査請求人に説明していたとの回答があった。

(a) 審査請求人が兄の住所及び氏名を記載し、その認印を押印して提出する方法

(b) 審査請求人が成年後見人として、兄の住所及び氏名を記載した上、成年後見人であることを表示して審査請求人の氏名を記載し、その認印を押印して提出する方法

(ウ) 上記(イ)cによれば、処分庁は、審査請求人に対し、世帯主である審査請求人名義の同意書ではなく、兄名義の同意書の提出を求めていたことがうかがわれる。

兄は、愛護手帳（療育手帳）を所持しており、障害の程度から判断すると、事理を弁識する能力が不十分であると考えられ、兄が自ら有効な同意書を作成することはできず、また、兄には成年後見人が付されていないことから、兄に代わって同意書を作成する権限を有する者もないことが認められる。

このため、仮に、審査請求人が兄名義の同意書を提出するとすれば、成年後見人として兄の同意書を作成するほかないと解されるが、本件においては、審査請求人が成年後見人となる意思を有しているか定かではないし、たとえ、その意思を有していたとしても、審査請求人が成年後見人としての適格性を有するとは限らないものである。

(エ) これらを踏まえると、審査請求人が兄名義の同意書を提出することは、実現不可能又は著しく実現困難であったと解されるから、処分庁の口頭による指導指示を受けた際に、審査請求人が兄名義の同意書を提出しなかったことについては、やむを得ない面があったといわざるを得ない。

(オ) なお、処分庁が、法第29条に基づく金融機関等への照会に当たり、兄名義の同意書を添付することが必要不可欠と判断するのであれば、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条の規定により、市長による後見等の審

判請求手続を行い、しかるべき成年後見人を兄に付した上で、当該成年後見人に対し、兄名義の同意書の提出を求めることも検討すべきであったと解される。

エ 以上のとおり、審査請求人が収入申告書及び資産申告書を提出しなかったことについては、「正当な理由」があるとは認められない。ただ一方で、口頭による指導指示には、兄名義の同意書の提出が含まれていたこと、また、審査請求人は、本件指導指示の際にも、兄名義の同意書を含む書類一式を提出するよう処分庁から説明を受けており、本件指導指示にも兄名義の同意書の提出が含まれるものと認識したことには、やむを得ない面もあり、本件指導指示に従うことが期待しにくい事情があったことは否定できない。

このような本件指導指示に至る経緯を踏まえると、本件指導指示に対する指示違反の程度が、重大で悪質であるとまで評価することはできず、したがって、停止処分を経ずして直ちに廃止処分とした点については、重きに失したのではないかと指摘せざるを得ない。

#### (4) 被保護世帯の生活の困窮の程度について

審査請求人は、生活保護費とは別に、障害基礎年金を受給しており、兄も一定の障害基礎年金等を受給していたものと推測されることから、本件処分によって保護費の支給が打ち切られたとしても、世帯として直ちに生活に困窮するという状況にあったとまでは認められない。

(5) 上記(2)から(4)までの事情を総合考慮すると、審査請求人が本件指導指示に従わず、何らかの処分をする必要があったとしても、「保護の停止を行なうことによっては当該指導指示に従わせることが著しく困難」であったとまでは認めることはできず、最も重い廃止処分としたことは妥当ではなく、停止処分が相当であったと思料される。

### 3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成30年10月19日

審査庁 青森県知事 三村 申吾

